○宇城市スポーツ指導者バンク設置要綱

平成２８年４月１４日

（目的）

第１条　この告示は、本市におけるスポーツ指導者の確保を行い、学校、団体の要請に応じて適切なスポーツ指導者を紹介できるよう宇城市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）の制度を設け、指導者の有効な活用を図ることを目的とする。

（スポーツ指導者）

第２条　スポーツ指導者（以下「指導者」という。）は、スポーツ活動の推進のために能力の提供をしようとする意思のある者で、次の各号のいずれかに該当し、指導者バンクの事業に積極的に協力できるものとする。

(1)　体育・スポーツ理論に関する指導者

(2)　各種スポーツ・レクリエーションの実技指導者

(3)　健康・安全に関する指導者

(4)　その他宇城市教育委員会が特に認めた者

（紹介対象の条件）

第３条　指導者の派遣対象の団体は、次のとおりとする。

(1)　宇城市立小学校及び中学校

(2)　その他宇城市教育委員会が適当と認めた団体

（指導者の登録）

第４条　指導者として登録を希望する者は、宇城市スポーツ指導者バンク登録申請書（様式第1号）を宇城市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

２　委員会は、登録申請書を受理したときは、指導者として適切かについて審査し、宇城市スポーツ指導者バンク登録審査結果書(様式第2号)により審査結果を申請者に通知するものとする。

３　委員会は、登録が決定した者を指導者バンク名簿に記載するものとする。

（登録の期間及び更新）

第５条　指導者登録期間は4年間とし、登録期間が満了したときには、登録更新をすることができる。

２　指導者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに委員会に連絡するものとする。

　（登録の取消し）

第６条　委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができることとし、宇城市スポーツ指導者バンク登録取消通知書(様式第3号)により通知をしなければならない。

(1)　登録者から登録の取消しの申し出があったとき。

(2)　指導者に登録者としての活動を継続できない事情が生じたとき。

(3)　指導者として不適当と認められる行為があったとき。

　（指導者の任務）

第７条　指導者は、事故防止に留意し、効果的な指導に努めるものとする。

２　指導者は、品位を汚すことのないよう常に人格の鍛錬及び研修に努めるものとする。

（指導者の派遣）

第８条　指導者の派遣は、次により行うものとする。

(1)　指導者を必要とする団体の代表者（以下「依頼者」という。）は、派遣を必要とする日の３週間前までに、宇城市スポーツ指導者バンク派遣申請書（様式第4号）を委員会に提出すること。

(2)　委員会は、前号に規定する申請書の提出を受けたときは、内容に応じて適切な指導者を選出し、指導者に依頼内容の連絡及び受諾の可否を問い合わせること。

(3)　委員会は、承諾を得た指導者について依頼者に連絡すること。

(4)　依頼者は、紹介された指導者と事前に指導内容等について十分な打ち合わせを行うこと。

（結果報告）

第９条　依頼者は、前条第４号に規定する打合せ終了後１５日以内に、宇城市スポーツ指導者バンク結果報告書（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

　（経費の負担）

第１０条　指導に要する経費は、依頼者が負担するものとする。

（個人情報の取扱い）

第１１条　指導者バンク登録者及び利用者情報登録者は、個人情報保護の趣旨に基づき、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1)　指導者バンクから知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自分の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

(2)　個人情報を委員会の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(3)　個人情報を毀損し、又は滅失することのないように適正に管理すること

(4)　保有する必要がなくなった個人情報を適正に管理すること。

(5)　個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに委員会に報告すること。

（その他）

第１２条　指導者の紹介は、原則として、政治、宗教又は営利を目的とする事業に対しては行わないものとする。

２　依頼者及び指導者間に事故、問題等が発生した場合は、双方による協議によって解決するものとする。この場合においては、委員会へ速やかに報告するものとする。

３　依頼者は、指導中に生じた一切の事故について、責任を負うものとする。

４　依頼者は、スポーツ障害保険等に必ず加入するものとする。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。